



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

ご挨拶

この度、4月1日付で2019年度静岡県弁護士会の会長に就任いたしました。宜しくお願ひ申し上げます。

静岡県弁護士会には、本年4月1日時点で499名の弁護士が所属しております。そして、中部地区、西部地区、東部地区にそれぞれ支部を設置して活動しております。企業や自治体に所属して活動している弁護士もいます。

静岡県弁護士会は、市民をはじめ、企業や団体の方からの法的サービスのご要望にお応えしなければなりません。「法律相談は『法律の専門家』である弁護士でなければならない」と思っていたけるように、相談体制の充実と相談員の能力向上に日々努めております。

法律相談体制についてご説明しますと、静岡、浜松、沼津に設置されている法律会館（弁護士会館ともいいます）における一般法律相談や、掛川、下田の法律相談センターにおける一般法律相談のほか、「交通事故相談」、「犯罪被害者相談」、「高齢者・障害者相談」、「労働と生活に関する相談」、中小企業者のための「ひまわりホットダイヤル」などの専門相談、「ホームローヤー」という電話での無料相談（弁護士会の各支部で運営方法が異なります）を行っています。ホームローヤー制度は、ともすれば「敷居が高い」と言われてい

静岡県弁護士会
会長 鈴木重治



る弁護士へのアクセスを容易にするもので、多くの方にご利用いただいております。

しかし、まだまだ、弁護士や弁護士会の活動について、皆様に知っていただくための努力が十分ではなく、弁護士や弁護士会の活動を知ってもらうために、積極的に具体的な取り組みを行う必要があると考えております。そして、そのために、秋頃に「イベント」開催を企画しております。是非、ご期待ください。

ところで、静岡県弁護士会における課題についても、積極的に取り組んでいきたいと考えています。それは、労働紛争を迅速に解決することが可能な労働審判を東部地区の方にもご利用いただきやすくするために、静岡地裁沼津支部で労働審判を実施することを求める活動と、静岡家裁島田出張所の施設改修を行うことを求める活動を強め継続することです。また、憲法改正問題、人権侵害事案に対する救済問題、子どもへのいじめ問題等の様々な社会的問題に対しても、弁護士会として積極的に活動していきたいと考えております。

今後とも宜しくお願ひいたします。



相続法改正

～遺言・相続のルールが変わります～

民法改正プロジェクトチーム
副委員長 弁護士 山本孝介

人が死亡した場合に、その人の財産（遺産）がどのように承継されるかについては、民法により基本的なルール（相続法）が定められています。相続法は1980年に改正されて以来、約40年にわたって大きな見直しはされてきませんでした。その間にも社会の高齢化が進展し、社会経済情勢が大きく変化しました。これに対応するため、2018年7月6日に相続法改正案が可決・成立し、2019年7月1日に施行される運びとなりました（一部の規定は施行日が異なります）。改正点は多岐にわたりますが、主要な部分を以下ご説明します。

1 遺言を活用しやすくなります

遺言がある場合には、遺産は原則として遺言書の記載に従って分配されます。遺言がない場合には、相続人全員の遺産分割協議により財産を分配しなければならず、紛争が生じがちですが、遺言を作成しておけば相続をめぐる紛争を予防することができます。今回の改正は、遺言の中でも最も軽易な形式である自筆証書遺言（全文、日付及び氏名を自書し、押印するだけで完成する遺言）を使いやすくするもので、諸外国に比べて低いとされる我が国の遺言作成率の向上が期待されます。

（1）財産目録は手書きで作成する必要がなくなります

自筆証書遺言は、筆跡を明らかにするため全文を手書きで作成しなければならないとされていましたが、分量が多いと身体的負担が重いうえ、筆記を誤ったときの訂正も面倒でした。

➡ そこで改正法は、自筆証書遺言の構成を、財産の一覧である「財産目録」と、その分配を定める「本文」という2部構成に

する場合には、「財産目録」に限り手書きでなくてもよいとしました。これにより、パソコンを用いた目録作成や、通帳のコピーの添付ができるようになりました（ただし、財産目録の毎葉、両面印刷なら両面に署名押印が必要）。なお、この規定は2019年1月13日から施行済みです。

（2）自筆証書遺言を法務局に保管してもらえます

自筆証書遺言は、遺言者が適宜の方法で保管するため、遺言書が紛失・亡失したり、相続人により遺言書が廃棄・隠匿・改竄されたりする危険がありました。

➡ そこで改正法は、法務局で自筆証書遺言を保管するサービスを、2020年7月10日から開始することとしました。

2 配偶者の保護が手厚くなります

社会全体の高齢化に伴い、残された配偶者が高齢となることも多く、その生活を保護する必要性が高まってきたことを受けて、相続において配偶者を保護するためのルールが設けられました。

（1）配偶者居住権が新設されます

現行法のもとで公平な遺産分割を実現しようとする、配偶者は住居を維持するため高額な居住建物を取得するだけで取り分を使い切り、預貯金等を十分に取得できず、その後の生活費が不足するという結末に至る場合があります。

➡ そこで改正法は、遺言又は遺産分割協議によって、1個の居住建物を2個の財産：①「配偶者居住権」と、②「配偶者居住権の負担付き所有権」に分離することを認めました。配偶者居住権とは、居住建物に実際に

居住していた配偶者のみが取得できる特殊な権利であり、配偶者がこれを取得すると、原則として配偶者の終身の間、賃料なしで居住建物を借用して住み続けることができます。配偶者居住権の評価額は、居住建物それ自体の金額より低額となるため、配偶者が住居を確保しながら預貯金等を取得しやすくなります。負担付き所有権を取得した相続人は、当面は居住建物を活用できないものの、将来は完全な所有権を取得することができます。

なお、この規定は2020年4月1日に施行されますが、配偶者居住権の具体的な金額評価は難しい問題ですので、配偶者居住権を与える遺言を作成することや、遺産分割で配偶者居住権を取得することをご検討の際は、弁護士にご相談されることをお勧めします。

(2) 配偶者への居住用不動産の遺贈又は贈与が効果的になります

例えば、死後の配偶者の生活を安定させるため、配偶者に居住用不動産を生前贈与したとします。現行法のもとでは、このような生前贈与は「遺産の先渡し」として取り扱われ、公平な遺産分割を実現しようとすると預貯金等の取り分が減少する結果となり、生前贈与の本来の目的を果たすことができませんでした。

➡ そこで改正法は、婚姻期間が20年以上の夫婦間に限り、居住用不動産の生前贈与を「遺産の先渡し」として取り扱わないものとして、預貯金等の取り分が減少することなく、配偶者の生活費が十分に確保できるようにしました。

3 無償の療養看護等をした親族が保護されます

相続人やその親族が、亡くなった方を無償で療養看護し、それが遺産の維持・増加に寄与していた場合には、遺産分割において長年の貢献が評価され、当該相続人の取り分が増加するという定めが現行法にあります。しかし、例えば妻が夫の父の介護に尽くしていた場合、その父が死亡したとき

に夫が存命であれば、相続人である夫の取り分が増加することで貢献が報われる可能性があります。夫が先に亡くなっている場合には妻の貢献を評価する機会がないという不都合がありました。

➡ そこで改正法は、相続人でない親族が無償で療養看護等を行ってきた場合には、相続人に対して金銭（特別寄与料）の請求をすることができることと定め、実質的公平を図ることとしました。

4 遺産分割前に預貯金の払戻しがある程度可能となります

現行法のもとでは、亡くなった方の預貯金は、遺言による分配がなされない場合には、たとえ生前の入院費や葬儀費用の支払いなどの資金需要があっても、相続人全員の同意がなければ払戻しができないとされており、不都合が生じていました。

➡ そこで改正法は、各相続人が単独で、一定の範囲の預貯金（死亡時残高の3分の1に法定相続分を乗じた金額。ただし上限150万円）の払戻しを受ける権利を創設しました。また、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合については、家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮払いを受けることができるようになりました。

以上のほかにも様々な改正点がありますので、改正法施行日（2019年7月1日）以降に相続に関する疑問が生じた場合には、お近くの弁護士にご相談ください。



各種法律相談のご紹介

2019.4.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



静岡・浜松・沼津では、原則第3土曜の午前も相談を実施中！
予約は平日お電話で。

高齢者・障害者相談 **無料**

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介いたします。

■相談時間 60分まで

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 **初回無料**

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～12時00分
 - 浜松支部 ●沼津支部
- 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

交通事故相談（(公財)日弁連交通事故相談センター※） **無料**

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。公益財団法人日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。※当センターは、国（国土交通省）からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部（静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部）へお問い合わせください。

クレジット・サラ金相談 **無料**

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時
毎週火・木曜日 午前10時～12時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 **初回無料**

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、

土日・祝日、時間外は、留守番電話に

よる受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848